

長崎市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表 (傍線赤文字部分は変更箇所)

変 更 後	変 更 前
<p>2. 中心市街地の位置及び区域</p> <p>[1] 略</p> <p>[2] 区域</p> <p>区域設定の考え方</p> <p>中心市街地活性化基本計画の区域は、より効果的な整備を図ることにより、早期に活性化を発現させることが求められていることから、小売業者や都市機能が集中する中心市街地のうち、特に長崎経済のエンジンとしての役割を果たしている区域(262ha)とする。</p> <p>(長崎市の面積 40,651ha、中心市街地 262ha、長崎市全体の面積に対する計画区域の割合 約0.6%)</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市の玄関口である「長崎駅」と「長崎港」、行政機能と業務機能が集積する「市役所通り」、新大工地区から浜町を経て、中華街や旧居留地に至る「まちなか軸」を中心として、様々な都市機能と地域資源、人的資源が集中するエリアを含む。 浜町周辺や新大工町周辺など主要な商店街において、そのエリア一体の拠点となる市街地再開発事業などの取り組みが検討されているエリアを含む。 九州新幹線西九州ルートの建設とともに進めている長崎駅周辺整備事業により、長崎の陸の玄関口として都市基盤施設の整備が進められているエリアを含む。 開港以来、海外に開かれ交易・文化の窓口として重要な役割を果たした「出島」や「唐人屋敷跡」をはじめ「旧居留地」や「寺町」など歴史的な文化や伝統を色濃く残すエリアを含む。 <p>[3] 略</p> <p>3. 中心市街地の目標</p> <p>[1]～[3] 略</p> <p>[4] 具体的な数値目標の設定根拠</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) (目標2)「商業の活性化」に関する数値目標</p> <p>1) 略</p> <p>2) 数値目標の設定の根拠</p> <p>表略</p> <p>(ア) 見込まれる交流人口の増による増加額</p> <p>(a) 略</p> <p>(b) 交流拠点施設整備による効果額(市中央部)</p> <p>本計画に位置付けられた交流拠点施設整備に伴う長崎市への来訪者数は、長崎市独自の調査により、59万人が見込まれている。このことから、上記ア同様の考え方により、この効果額を 20億円と推計する。</p> <p>59万人×3,500円=2,065,000,000円</p> <p><u>→交流拠点施設整備事業については、当初の計画より進捗が遅れが生じ、計画期間内に想定の効果が発現しない見込みである。一方、平成28年度定期フォローアップにおいて、「明治日本の産業革命遺産」の世界文化遺産登録やクルーズ船寄港数の増加による効果等で、すでに目標を達成しているが、更なる効果発現に向け事業に取り組む。</u></p> <p>(c) 略</p> <p>(イ) 略</p>	<p>2. 中心市街地の位置及び区域</p> <p>[1] 略</p> <p>[2] 区域</p> <p>区域設定の考え方</p> <p>中心市街地活性化基本計画の区域は、より効果的な整備を図ることにより、早期に活性化を発現させることが求められていることから、小売業者や都市機能が集中する中心市街地のうち、特に長崎経済のエンジンとしての役割を果たしている区域(262ha)とする。</p> <p>(長崎市の面積 40,651ha、中心市街地 262ha、長崎市全体の面積に対する計画区域の割合 約0.6%)</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市の玄関口である「長崎駅」と「長崎港」、行政機能と業務機能が集積する「市役所通り」、新大工地区から浜町を経て、中華街や旧居留地に至る「まちなか軸」を中心として、様々な都市機能と地域資源、人的資源が集中するエリアを含む。 浜町周辺や新大工町周辺など主要な商店街において、そのエリア一体の拠点となる市街地再開発事業などの取り組みが検討されているエリアを含む。 九州新幹線西九州ルートの建設とともに進めている長崎駅周辺土地区画整理事業により、長崎の陸の玄関口として都市基盤施設の整備が進められているエリアを含む。 開港以来、海外に開かれ交易・文化の窓口として重要な役割を果たした「出島」や「唐人屋敷跡」をはじめ「旧居留地」や「寺町」など歴史的な文化や伝統を色濃く残すエリアを含む。 <p>[3] 略</p> <p>3. 中心市街地の目標</p> <p>[1]～[3] 略</p> <p>[4] 具体的な数値目標の設定根拠</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) (目標2)「商業の活性化」に関する数値目標</p> <p>1) 略</p> <p>2) 数値目標の設定の根拠</p> <p>表略</p> <p>(ア) 見込まれる交流人口の増による増加額</p> <p>(a) 略</p> <p>(b) 交流拠点施設整備による効果額(市中央部)</p> <p>本計画に位置付けられた交流拠点施設整備に伴う長崎市への来訪者数は、長崎市独自の調査により、59万人が見込まれている。このことから、上記ア同様の考え方により、この効果額を 20億円と推計する。</p> <p>59万人×3,500円=2,065,000,000円</p> <p>(c) 略</p> <p>(イ) 略</p>

(ウ) 観光客のまちなかへの誘客

今後見込まれる観光客等の増加についての効果額については①において推計したところだが、まちなか商店街誘客事業の取り組みは、既存観光客等を含めて、中心市街地「まちなか」における滞在時間の延長につながることから、小売業年間商品販売額の増加が見込まれる。

(a) 平成 31 年度における年間観光客数の推計

平成 31 年度における年間観光客数を、平成 26 年度実績の 631 万人から世界遺産登録やクルーズ船の寄港数の増加などによる近年の観光客の増加にともない、697 万人と想定する。

(b) 「まちなか」における滞在時間延長が見込まれる人数

「長崎市観光」に不足している要素についての調査結果は下表の通りであるが、このうち「まち歩きマップの充実 (14.5%)」、「情報提供サービスの充実 (12.2%)」、「両替所・カード支払いの環境整備 (18.0%)」、「外国語標記 (21.6%)」等の指標については、まちなかの回遊や買い物に対する志向に基づくものと思われるため、まちなか商店街誘客事業の取り組みにより、これらの要素が改善されることで、年間観光客数の 15%が、従前に比してまちなかでの滞在時間を延長すると見込む。なお、延長される滞在時間については、まちなかの移動に要する時間と買い物に費やす時間を勘案し、少なくとも 1 人あたり 1 時間と想定する。

(c) 滞在時間 1 時間あたりの消費額

平成 31 年度における日帰り観光客が土産や買い物に消費する額の平均値を次のとおり想定する。

日本人観光客 6,059 円

外国人観光客 19,352 円

(長崎市観光動向調査分析結果報告書及び長崎県外国人観光客消費動向等調査業務報告書に基づく推計)

日帰り観光における市内滞在時間を 6 時間とすると、滞在時間 1 時間あたりの消費額は日本人観光客で 1,010 円、外国人観光客で 3,225 円となることから、この平均値 2,117 円を滞在時間 1 時間あたりの消費額と想定する。

(d) (a) ~ (c) の想定に基づき、まちなか商店街誘客事業の効果額を 22 億円と推計する。

697 万人×15.0%×1 時間×2,117 円=2,213,323,500 円

(エ) 略

3) 略

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

(1) 略

(2) 市街地の整備改善のための事業の必要性

これらの現状を踏まえ、長崎駅周辺や松が枝周辺で新たに生まれる交流人口の受け皿となる都市基盤施設の整備を行うとともに、長崎特有の歴史的・文化的資源の魅力を引き出し、新たに生まれる交流人口を中心市街地に波及させ、賑わいを生み出すことで、中心市街地の経済を活性化し、都市の再生を図ることが喫緊の課題となっている。

具体的事業として、九州新幹線西九州ルート建設事業や長崎駅周辺整備事業、松が枝国際観光船ふ頭の拡張等により交流人口の拡大を図る一方で、出島復元整備事業や唐人屋敷頭在化事業など、長崎特有の歴史的・文化的資源の魅力向上に向けた取り組み、及び、新たな拠点施設の整備、それら拠点間の回遊性向上のためのネットワークの整備等により、中心市街地への賑わいの波及を図る。

(ウ) 観光客のまちなかへの誘客

今後見込まれる観光客等の増加についての効果額については①において推計したところだが、まちなか商店街誘客事業の取り組みは、既存観光客等を含めて、中心市街地「まちなか」における滞在時間の延長につながることから、小売業年間商品販売額の増加が見込まれる。

(a) 平成 31 年度における年間観光客数の推計

平成 31 年度における年間観光客数を、平成 25 年度実績の 608 万人に、世界遺産登録に係る 20.3 万人、交流拠点施設整備に係る 59 万人を加算して、687.3 万人と想定する。

(b) 「まちなか」における滞在時間延長が見込まれる人数

「長崎市観光」に不足している要素についての調査結果は下表の通りであるが、このうち「まち歩きマップの充実 (14.5%)」、「情報提供サービスの充実 (12.2%)」、「両替所・カード支払いの環境整備 (18.0%)」、「外国語標記 (21.6%)」等の指標については、まちなかの回遊や買い物に対する志向に基づくものと思われるため、まちなか商店街誘客事業の取り組みにより、これらの要素が改善されることで、年間観光客数の 15%が、従前に比してまちなかでの滞在時間を延長すると見込む。なお、延長される滞在時間については、まちなかの移動に要する時間と買い物に費やす時間を勘案し、少なくとも 1 人あたり 1 時間と想定する。

(c) 滞在時間 1 時間あたりの消費額

日帰り観光客が土産や買い物に消費する額の平均値は次のとおり。

日本人観光客 4,755 円 (平成 25 年度長崎市観光動向分析結果報告書)

外国人観光客 5,766 円 (外国人観光客動向調査報告書<平成 25 年 3 月>)

日帰り観光における市内滞在時間を 6 時間とすると、滞在時間 1 時間あたりの消費額は日本人観光客で 793 円、外国人観光客で 961 円となることから、この平均値 877 円を滞在時間 1 時間あたりの消費額と想定する。

(d) (a) ~ (c) の想定に基づき、まちなか商店街誘客事業の効果額を 9 億円と推計する。

687.3 万人×15.0%×1 時間×877 円=904,143,150 円

(エ) 略

3) 略

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

(1) 略

(2) 市街地の整備改善のための事業の必要性

これらの現状を踏まえ、長崎駅周辺や松が枝周辺で新たに生まれる交流人口の受け皿となる都市基盤施設の整備を行うとともに、長崎特有の歴史的・文化的資源の魅力を引き出し、新たに生まれる交流人口を中心市街地に波及させ、賑わいを生み出すことで、中心市街地の経済を活性化し、都市の再生を図ることが喫緊の課題となっている。

具体的事業として、九州新幹線西九州ルート建設事業や長崎駅周辺土地区画整理事業、松が枝国際観光船ふ頭の拡張等により交流人口の拡大を図る一方で、出島復元整備事業や唐人屋敷頭在化事業など、長崎特有の歴史的・文化的資源の魅力向上に向けた取り組み、及び、新たな拠点施設の整備、それら拠点間の回遊性向上のためのネットワークの整備等により、中心市街地への賑わいの波及を図る。

(3) 略
[2] 具体的事業の内容

(1) 略
(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 新大工町地区市街地再開発事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 <u>新大工歩道橋整備事業</u> 【内容】 <u>新大工町と伊勢町をつなぐ歩道橋の整備</u> <u>位置：新大工町～伊勢町</u> 【実施時期】 <u>平成 30～31 年度</u>	長崎市	<u>新大工町地区市街地再開発事業を契機とした地区の活性化により、歩行者が増加することから、歩行者の安全性の確保、及び再開発ビルのエレベータ施設と連携したバリアフリー化を図るため、歩道橋の再整備を行う。安全で快適な歩行空間の形成に繋がることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</u>	【措置の内容】 <u>社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（まちなか地区（第2期）））</u> [国土交通省] 【実施時期】 <u>平成 30～31 年度</u>	
【事業名】 浜町地区市街地再開発事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 新市庁舎建設事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 <u>新市庁舎周辺道路整備事業</u> 【内容】 <u>新市庁舎建設にともない実施する周辺の道路のバスベイ整備や拡幅整備等</u> <u>位置：桜町ほか</u> 【実施時期】 <u>平成 30～34 年度</u>	長崎市	<u>新市庁舎建設にあわせて周辺道路の整備を行うことにより、公共交通機関へのアクセス向上、歩行者の安全で快適な通行空間の確保、都市景観の向上が図られることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</u>	【措置の内容】 <u>社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（まちなか地区（第2期）））</u> [国土交通省] 【実施時期】 <u>平成 30～31 年度</u>	

(3) 略
[2] 具体的事業の内容

(1) 略
(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 新大工町地区市街地再開発事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
新規追加				
【事業名】 浜町地区市街地再開発事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 新市庁舎建設事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
新規追加				
【事業名】 銅座界わい路地魅力向上事業 【内容】 舗装（板石、カラー舗装）	長崎市	銅座川周辺の歩道において、新たな滞留空間の整備と、修景整備を行うことにより、歩行者空間に新たな魅力を付加する。歩行者の回遊性の向上及び賑わいの創出が見込められる事業で	【措置の内容】 <u>社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（まちなか地区））</u>	

(3)に移設						側溝工、街路灯整備 延長L=626m 位置：銅座町～本石灰町		あることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	<u>【国土交通省】</u>		
【事業名】 唐人屋敷顕在化事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【実施時期】 平成26～30年度			【実施時期】 <u>平成27～28年度</u>		
【事業名】 岩原川周辺環境整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 唐人屋敷顕在化事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 中島川公園整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 岩原川周辺環境整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 まちなか回遊路整備事業	長崎市	歴史・文化・観光・商業など長崎固有の多様な魅力が詰まったまちなかを歩いて楽しいまちにするため、歩きやすさを確保しながら、まちの特徴に合わせた景観等に配慮した回遊路を整備する。 中心市街地全体の魅力及び賑わいの向上に寄与するため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(まちなか地区(第2期))) 【国土交通省】			【事業名】 まちなか回遊路整備事業	長崎市	歴史・文化・観光・商業など長崎固有の多様な魅力が詰まったまちなかを歩いて楽しいまちにするため、歩きやすさを確保しながら、まちの特徴に合わせた景観等に配慮した回遊路を整備する。 中心市街地全体の魅力及び賑わいの向上に寄与するため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(まちなか地区)) 【国土交通省】		
【内容】 歩いて楽しいまちにするための回遊路の整備 位置：浜町伊良林1号線、古町麴屋町1号線ほか			【実施時期】 <u>平成30～31年度</u>			【内容】 歩いて楽しいまちにするための回遊路の整備 位置：浜町伊良林1号線、古町麴屋町1号線ほか			【実施時期】 <u>平成27～29年度</u>		
【実施時期】 平成25～34年度						【実施時期】 平成25～34年度					
【事業名】 まちなみ整備事業	長崎市	長崎の和風の文化を色濃く残す中島川・寺町地区において、長崎独特の「和」の雰囲気を感じられるまちづくりのため、町家の維持・保全等に対して助成する。 地域の魅力向上による観光振興が見込まれることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(まちなか地区(第2期)))と一体の効果促進事業 【国土交通省】			【事業名】 まちなみ整備事業	長崎市	長崎の和風の文化を色濃く残す中島川・寺町地区において、長崎独特の「和」の雰囲気を感じられるまちづくりのため、町家の維持・保全等に対して助成する。 地域の魅力向上による観光振興が見込まれることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(まちなか地区)と一体の効果促進事業) 【国土交通省】		
【内容】 町家等の維持・保全及び復元への助成 位置：中島川・寺町エリア			【実施時期】 <u>平成30～31年度</u>			【内容】 町家等の維持・保全及び復元への助成 位置：中島川・寺町エリア			【実施時期】 <u>平成27～29年度</u>		
【実施時期】 平成25～34年度						【実施時期】 平成25～34年度					
【事業名】 誘導サイン整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 誘導サイン整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 公共トイレ整備事業	長崎市	誰もが安心して快適に利用できるよう、中心市街地における	【措置の内容】 <u>社会資本整備</u>			【事業名】 公共トイレ整備事業	長崎市	誰もが安心して快適に利用できるよう、中心市街地における	【措置の内容】 <u>社会資本整備</u>		

<p>【内容】 まちなか周辺における既存の公共トイレの再整備 公共トイレ整備：4箇所 位置：中心市街地</p> <p>【実施時期】 平成 25～<u>34</u>年度</p>		<p>公共トイレについてバリアフリー化などを行う。 市民や観光客等の回遊性の向上や賑わいの創出及び付近の居住環境の向上が見込まれることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p><u>総合交付金（都市再生整備計画事業（まちなか地区（第2期）））</u> <u>〔国土交通省〕</u></p> <p>【実施時期】 <u>平成 30～31 年度</u></p>	
<p>【事業名】 まちなみ修景計画策定事業 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>【事業名】 <u>長崎駅周辺整備事業</u></p> <p>【内容】 <u>新長崎駅周辺におけるサインや歩行支援施設等の整備</u></p> <p>位置：尾上町、大黒町、八千代町、西坂町の各一部</p> <p>【実施時期】 平成 21～35 年度</p>	長崎市	<p><u>新たに建設される新幹線・在来線の駅舎の周辺において、周辺地域や2次交通の乗り場へ来訪者をスムーズに誘導するためのサインや歩行支援施設等の整備を行う。</u></p> <p>国際観光都市長崎の玄関口に相応しい都市拠点を形成し、快適な回遊拠点、交通環境の改善などを基本に整備を行うことは、まちなかのにぎわいの創出と回遊性の向上、商業・業務機能の集積促進に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 <u>社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（長崎駅周辺地区））</u> <u>〔国土交通省〕</u></p> <p>【実施時期】 <u>平成 30～31 年度</u></p>	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 銅座川プロムナード整備事業（街路） (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>【事業名】 都市計画道路新地町稲田町線街路整備事業〔出島・南山手地区〕 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)

<p>【内容】 まちなか周辺における既存の公共トイレの再整備 公共トイレ整備：4箇所 位置：中心市街地</p> <p>【実施時期】 平成 25～<u>29</u>年度</p>		<p>公共トイレについてバリアフリー化などを行う。 市民や観光客等の回遊性の向上や賑わいの創出及び付近の居住環境の向上が見込まれることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p><u>総合交付金（都市再生整備計画事業（まちなか地区）と一体の効果促進事業）</u> <u>〔国土交通省〕</u></p> <p>【実施時期】 <u>平成 27～29 年度</u></p>	
<p>【事業名】 まちなみ修景計画策定事業 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>(2) ②からの移設</p>				

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 銅座川プロムナード整備事業（街路） (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>【事業名】 都市計画道路新地町稲田町線街路整備事業〔出島・南山手地区〕 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)

【事業名】 市道籠町稲田町1号線電 線共同溝整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		【事業名】 市道籠町稲田町1号線電 線共同溝整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 南大浦地区斜面市街地再 生事業 【内容】 南大浦地区における老朽 建物の建替促進や都市都 市計画道路の整備 位置：相生町 【実施時期】 平成12～ <u>31年度</u>	長崎市	路面電車終点の石橋電停から 斜行エレベーターを通り、グラ バー園へ至る観光動線として狭 小な道路を、市民や観光客の回 遊の利便性を高めるものとして 整備する。 未接道で老朽化した建物の建替 が促進し、定住人口が増加する ことにより、南大浦地区及び中 心市街地の活性化に寄与するこ とが見込まれるため、中心市街 地の活性化に必要な事業であ る。	【措置の内容】 社会資本整備 総合交付金（住 宅市街地総合 整備事業） 〔国土交通省〕 【実施時期】 平成 27～ <u>31年 度</u>			【事業名】 南大浦地区斜面市街地再 生事業 【内容】 南大浦地区における老朽 建物の建替促進や都市都 市計画道路の整備 位置：相生町 【実施時期】 平成12～ <u>29年度</u>	長崎市	路面電車終点の石橋電停から 斜行エレベーターを通り、グラ バー園へ至る観光動線として狭 小な道路を、市民や観光客の回 遊の利便性を高めるものとして 整備する。 未接道で老朽化した建物の建替 が促進し、定住人口が増加する ことにより、南大浦地区及び中 心市街地の活性化に寄与するこ とが見込まれるため、中心市街 地の活性化に必要な事業であ る。	【措置の内容】 社会資本整備 総合交付金（住 宅市街地総合 整備事業） 〔国土交通省〕 【実施時期】 平成 27～ <u>29年 度</u>		
【事業名】 <u>長崎駅周辺整備事業[再 掲]</u> 【内容】 J R長崎本線連続立体交 差事業により移転される 車両基地の跡地などを含 めた約19.2haの土地区画 整理事業 位置：尾上町、大黒町、八 千代町、西坂町の各一部 【実施時期】 平成21～35年度	長崎市	連続立体交差事業により移転 される車両基地の跡地等を活用 して、新幹線、在来線といった 鉄道施設の受け皿を整備すると 共に、道路や交通広場などの基 盤整備により、土地利用の転 換・有効活用を図ることを目的 として土地区画整理事業を行 う。 国際観光都市長崎の玄関口に相 応しい都市拠点を形成し、快適 な回遊拠点、交通環境の改善な どを基本に整備を行うことは、 まちなかのにぎわいの創出と回 遊性の向上、商業・業務機能の 集積促進に寄与することから、 中心市街地の活性化に必要な事 業である。	【措置の内容】 社会資本整備 総合交付金（道 路事業(区画)） 〔国土交通省〕 【実施時期】 平成27～31年 度			【事業名】 <u>長崎駅周辺土地区画整理 事業</u> 【内容】 J R長崎本線連続立体交 差事業により移転される 車両基地の跡地などを含 めた約19.2haの土地区画 整理事業 位置：尾上町、大黒町、八 千代町、西坂町の各一部 【実施時期】 平成21～35年度	長崎市	連続立体交差事業により移転 される車両基地の跡地等を活用 して、新幹線、在来線といった 鉄道施設の受け皿を整備すると 共に、道路や交通広場などの基 盤整備により、土地利用の転 換・有効活用を図ることを目的 として土地区画整理事業を行 う。 国際観光都市長崎の玄関口に相 応しい都市拠点を形成し、快適 な回遊拠点、交通環境の改善な どを基本に整備を行うことは、 まちなかのにぎわいの創出と回 遊性の向上、商業・業務機能の 集積促進に寄与することから、 中心市街地の活性化に必要な事 業である。	【措置の内容】 社会資本整備 総合交付金（道 路事業(区画)） 〔国土交通省〕 【実施時期】 平成27～31年 度		
【事業名】 都市計画道路長崎駅中央 通り線街路整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		【事業名】 都市計画道路長崎駅中央 通り線街路整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 公共下水道事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		【事業名】 公共下水道事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

【事業名】 都市計画道路大黒町恵美須町線街路整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 J R 長崎本線連続立体交差事業 【内容】 東西市街地の分断や踏切による交通渋滞を解消するとともに、東西市街地の一体的発展を図るために行う鉄道の高架化 全延長：L=2,480m 位置：松山町～尾上町 【実施時期】 平成 21～ <u>33 年度</u>	長崎県	長崎駅から北 2.5km までの間の 4 か所の踏切を無くし、道路混雑や踏切事故を解消するとともに、鉄道で東西に分断されている市街地の一体化と均衡ある発展を図るため連続立体交差事業を行う。 中心市街地への人と車の流れの円滑化に大きく貢献し、まちなかのにぎわいの創出と商業・業務の活性化に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路）） 〔国土交通省〕 【実施時期】 平成 27～31 年度	
【事業名】 都市計画道路片淵線街路整備事業（新大工工区） (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 旧長崎英国領事館保存整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 伝統的建造物群保存地区保存整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 文化財保存整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 出島和蘭商館跡復元事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

【事業名】 都市計画道路大黒町恵美須町線街路整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 J R 長崎本線連続立体交差事業 【内容】 東西市街地の分断や踏切による交通渋滞を解消するとともに、東西市街地の一体的発展を図るために行う鉄道の高架化 全延長：L=2,480m 位置：松山町～尾上町 【実施時期】 平成 21～ <u>32 年度</u>	長崎県	長崎駅から北 2.5km までの間の 4 か所の踏切を無くし、道路混雑や踏切事故を解消するとともに、鉄道で東西に分断されている市街地の一体化と均衡ある発展を図るため連続立体交差事業を行う。 中心市街地への人と車の流れの円滑化に大きく貢献し、まちなかのにぎわいの創出と商業・業務の活性化に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路）） 〔国土交通省〕 【実施時期】 平成 27～31 年度	
【事業名】 都市計画道路片淵線街路整備事業（新大工工区） (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 旧長崎英国領事館保存整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 伝統的建造物群保存地区保存整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 文化財保存整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 出島和蘭商館跡復元事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

【事業名】 銅座界わい路地魅力向上事業 【内容】 舗装（板石、カラー舗装） 側溝工、街路灯整備 延長 L=626m 位置：銅座町～本石灰町 【実施時期】 平成 26～30 年度	長崎市	銅座川周辺の歩道において、新たな滞留空間の整備と、修景整備を行うことにより、歩行者空間に新たな魅力を付加する。歩行者の回遊性の向上及び賑わいの創出が見込められる事業であることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 <u>景観まちづくり刷新支援事業</u> <u>[国土交通省]</u> 【実施時期】 <u>平成 30 年度</u>	
---	-----	---	--	--

(2) ①からの移設				
------------	--	--	--	--

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
都市計画道路銅座町松が枝町線街路整備事業(大浦工区) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 都市計画道路長崎駅東通り線街路整備事業 【内容】 都市計画街路整備事業(長崎駅周辺土地区画整理事業区域以外の都市計画道路長崎駅東通り線の整備) 延長：L=910m 幅員：W=14m 位置：尾上町～茂里町 【実施時期】 平成31～ <u>34年度</u>	長崎市	都市計画道路長崎駅東通り線は、国道やトランジットモール線と長崎駅周辺地区を結ぶ幹線道路であり、交通渋滞の緩和や駅周辺の回遊性の向上に寄与する事業である。 国際観光都市長崎の玄関口に相応しい都市拠点を形成し、快適な回遊拠点、交通環境の改善などを基本に整備を行うことは、まちなかのにぎわいの創出と回遊性の向上、商業・業務機能の集積促進に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【事業名】 東山手・南山手地区魅力向上事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 出島表門橋架橋整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
都市計画道路銅座町松が枝町線街路整備事業(大浦工区) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 都市計画道路長崎駅東通り線街路整備事業 【内容】 都市計画街路整備事業(長崎駅周辺土地区画整理事業区域以外の都市計画道路長崎駅東通り線の整備) 延長：L=910m 幅員：W=14m 位置：尾上町～茂里町 【実施時期】 平成31～ <u>32年度</u>	長崎市	都市計画道路長崎駅東通り線は、国道やトランジットモール線と長崎駅周辺地区を結ぶ幹線道路であり、交通渋滞の緩和や駅周辺の回遊性の向上に寄与する事業である。 国際観光都市長崎の玄関口に相応しい都市拠点を形成し、快適な回遊拠点、交通環境の改善などを基本に整備を行うことは、まちなかのにぎわいの創出と回遊性の向上、商業・業務機能の集積促進に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【事業名】 東山手・南山手地区魅力向上事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 出島表門橋架橋整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

【事業名】 県庁舎跡地活用事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 市民トイレ活用事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 市庁舎跡地活用事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 県立図書館郷土資料セン ター(仮称)整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 銅座川プロムナード整備 事業(河川、道路)[再掲] (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 賑わい拠点広場整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 公園施設整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 地域・観光交流センター整 備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 花のあるまちづくり事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

【事業名】 県庁舎跡地活用事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 市民トイレ活用事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 市庁舎跡地活用事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 県立図書館郷土資料セン ター(仮称)整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 銅座川プロムナード整備 事業(河川、道路)[再掲] (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 賑わい拠点広場整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 公園施設整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 地域・観光交流センター整 備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 花のあるまちづくり事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

- [1] 略
- [2] 具体的事業の内容
- (1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現する ための位置付け及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
--------------	------	--------------------------------	-------------------	------------

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

- [1] 略
- [2] 具体的事業の内容
- (1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現する ための位置付け及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
--------------	------	--------------------------------	-------------------	------------

【事業名】 新市立病院建設事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 交流拠点施設整備事業 【内容】 学会・大会会場、 <u>コンベンション会場</u> 、展示会・見本市会場、会議室などを兼ね備えた複合型施設の建設 位置：尾上町 【実施時期】 平成 27～ <u>34 年度</u> 【公共施設の用途】 地域交流施設	長崎市	新長崎駅の隣接地において、 <u>大規模な</u> 学会や会議、地域住民が交流できるイベントなどを開催できる交流拠点施設を建設し、交流人口の拡大や地域経済の活性化を図る。 人が集まりやすく、交通アクセスに優れた中心市街地に交流拠点施設を設置する本事業は、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 ①社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業（長崎駅周辺地区）） [国土交通省] ② <u>社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（長崎駅周辺地区））</u> [国土交通省] ③ <u>中心市街地再活性化特別対策事業</u> [総務省] 【実施時期】 ① <u>平成 30～33 年度</u> ② <u>平成 30～31 年度</u> ③ <u>平成 30～33 年度</u>	
【事業名】 新市庁舎建設事業 [再掲] (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 社会福祉会館建替え事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 (仮称) こどもセンター建設事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

- (2) ②略
- (3) 略
- (4) 略

【事業名】 新市立病院建設事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 交流拠点施設整備事業 【内容】 学会・大会会場、 <u>コンベンション会場</u> 、展示会・見本市会場、会議室などを兼ね備えた複合型施設の建設 位置：尾上町 【実施時期】 平成 27～ <u>31 年度</u> 【公共施設の用途】 地域交流施設	長崎市	新長崎駅の隣接地において、 <u>大規模な</u> 学会や会議、地域住民が交流できるイベントなどを開催できる交流拠点施設を建設し、交流人口の拡大や地域経済の活性化を図る。 人が集まりやすく、交通アクセスに優れた中心市街地に交流拠点施設を設置する本事業は、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業（長崎駅周辺地区）） [国土交通省] 【実施時期】 <u>平成 28～31 年度</u>	
【事業名】 新市庁舎建設事業 [再掲] (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 社会福祉会館建替え事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 (仮称) こどもセンター建設事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

- (2) ②略
- (3) 略
- (4) 略

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 略

(2) ①略

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 南大浦地区斜面市街地再生事業 [再掲]</p> <p>【内容】 南大浦地区における老朽建物の建替促進や都市計画道路整備の実施 位置：相生町</p> <p>【実施時期】 平成 12～<u>31 年度</u></p>	長崎市	路面電車終点の石橋電停から斜行エレベーターを通り、グラバー園へ至る観光動線として狭小な道路を市民や観光客の回遊の利便性を高めるものとして整備する。 未接道で老朽化した建物の建替促進を図ることにより、定住人口が増加し、南大浦地区及び中心市街地の活性化に寄与することが見込まれるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	<p>【事業名】 社会資本整備総合交付金（住宅市街地総合整備事業） [国土交通省]</p> <p>【実施時期】 平成 27～<u>31 年度</u></p>	

(3) 略

(4) 略

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1] 経済活力の向上のための事業及び措置の必要性

(1) 現状分析

長崎市の中心市街地は、浜町地区を中心として、古くから県都長崎の商業・業務の中心としての役割を担ってきた。

しかしながら、平成 12 年には、中心市街地内の臨海部に、長崎市では最大級の 2 つの大型商業施設が開店し、中心市街地内における商店街などを取り巻く環境が変化し、これに加えて、近隣自治体における大型店やロードサイド店の進出などの環境変化もあいまって、浜町地区など古くからある商店街への影響が懸念される。

また、中心市街地内には、多くの歴史・文化施設が立地し、1 年を通して長崎独自のイベントが多く開催され、長崎さるくのようなまち歩き型観光も定着している。年間を通じて多くの観光客が訪れ、特に、アジアに近いという地理的条件により、外国人観光客も増加しているが、中心市街地における歩行者通行量は、若干の増減を繰り返しながらも減少傾向が続いている。

このことから、今後、九州新幹線西九州ルート建設をはじめ新長崎駅舎や交流拠点施設等の受け皿としての長崎駅周辺整備事業、さらにはクルーズ客船の複数隻の停泊を可能とする松が枝国際観光船ふ頭の整備などの事業により拡大が見込まれる交流人口を、上手に中心市街地内へ誘導するため、回遊性の向上と集客力の高い魅力ある商業環境づくりが課題となっている。

(2) ～ (3) 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 略

(2) ①略

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 南大浦地区斜面市街地再生事業 [再掲]</p> <p>【内容】 南大浦地区における老朽建物の建替促進や都市計画道路整備の実施 位置：相生町</p> <p>【実施時期】 平成 12～<u>29 年度</u></p>	長崎市	路面電車終点の石橋電停から斜行エレベーターを通り、グラバー園へ至る観光動線として狭小な道路を市民や観光客の回遊の利便性を高めるものとして整備する。 未接道で老朽化した建物の建替促進を図ることにより、定住人口が増加し、南大浦地区及び中心市街地の活性化に寄与することが見込まれるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	<p>【事業名】 社会資本整備総合交付金（住宅市街地総合整備事業） [国土交通省]</p> <p>【実施時期】 平成 27～<u>29 年度</u></p>	

(3) 略

(4) 略

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1] 経済活力の向上のための事業及び措置の必要性

(1) 現状分析

長崎市の中心市街地は、浜町地区を中心として、古くから県都長崎の商業・業務の中心としての役割を担ってきた。

しかしながら、平成 12 年には、中心市街地内の臨海部に、長崎市では最大級の 2 つの大型商業施設が開店し、中心市街地内における商店街などを取り巻く環境が変化し、これに加えて、近隣自治体における大型店やロードサイド店の進出などの環境変化もあいまって、浜町地区など古くからある商店街への影響が懸念される。

また、中心市街地内には、多くの歴史・文化施設が立地し、1 年を通して長崎独自のイベントが多く開催され、長崎さるくのようなまち歩き型観光も定着している。年間を通じて多くの観光客が訪れ、特に、アジアに近いという地理的条件により、外国人観光客も増加しているが、中心市街地における歩行者通行量は、若干の増減を繰り返しながらも減少傾向が続いている。

このことから、今後、九州新幹線西九州ルート建設をはじめ新長崎駅舎や交流拠点施設等の受け皿としての長崎駅周辺土地地区画整理事業、さらにはクルーズ客船の複数隻の停泊を可能とする松が枝国際観光船ふ頭の整備などの事業により拡大が見込まれる交流人口を、上手に中心市街地内へ誘導するため、回遊性の向上と集客力の高い魅力ある商業環境づくりが課題となっている。

(2) ～ (3) 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 新大工町地区市街地再開発事業（再掲） （略）	（略）	（略）	（略）	（略）	【事業名】 新大工町地区市街地再開発事業（再掲） （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
【事業名】 まちなか商店街誘客事業 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）	【事業名】 まちなか商店街誘客事業 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
【事業名】 長崎市まちなか賑わいづくり活動支援事業 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）	【事業名】 長崎市まちなか賑わいづくり活動支援事業 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
【事業名】 まちなか商業人材サポート事業 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）	【事業名】 まちなか商業人材サポート事業 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
【事業名】 中心市街地頑張る商店街ステップアップ事業（仮称） （略）	（略）	（略）	（略）	（略）	【事業名】 中心市街地頑張る商店街ステップアップ事業（仮称） （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
【事業名】 Nagasaki まちなか文化祭事業 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）	【事業名】 Nagasaki まちなか文化祭事業 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
【事業名】 長崎さるく （略）	（略）	（略）	（略）	（略）	【事業名】 長崎さるく （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
【事業名】 長崎帆船まつり （略）	（略）	（略）	（略）	（略）	【事業名】 長崎帆船まつり （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
【事業名】 長崎くんち （略）	（略）	（略）	（略）	（略）	【事業名】 長崎くんち （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
【事業名】 長崎ベイサイドマラソン&ウォーク （略）	（略）	（略）	（略）	（略）	【事業名】 長崎ベイサイドマラソン&ウォーク （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
【事業名】 長崎ランタンフェスティバル （略）	（略）	（略）	（略）	（略）	【事業名】 長崎ランタンフェスティバル （略）	（略）	（略）	（略）	（略）

【事業名】 中島川周辺活性化事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 中島川周辺活性化事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 観光イルミネーション事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 観光イルミネーション事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 東山手・南山手地区魅力向上事業[再掲] (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 東山手・南山手地区魅力向上事業[再掲] (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 <u>長崎ペーロン選手権大会</u> 【内容】 <u>長崎の伝統行事であるペーロンを市民・観光客に認知してもらう機会としてペーロン選手権を開催し、賑わいの創出を図り、観光振興・地域振興につなげる。</u> 【実施時期】 継続事業	長崎ペーロン選手権大会実行委員会	<u>ペーロン選手権大会に来場する観光客や市民を、中心市街地に誘客し、賑わいの創出に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</u>	【措置の内容】 <u>中心市街地活性化ソフト事業</u> [総務省] 【実施時期】 平成 30～31 年度		新規追加				
【事業名】 <u>まちなか再生推進事業</u> 【内容】 <u>まちなかの賑わいを再生するため、歳時を顕在化するイベントの開催やまちなかの魅力を市民や観光客に伝えるガイドブックや映像の作成等を実施する。</u> 【実施時期】 平成 30～31 年度	長崎市	<u>地域と連携しながら、まちなかの各エリアの個性や魅力を顕在化し、情報の発信を進めることにより賑わいの再生を図るものであり、地域の活性化、市民や観光客の回遊性の向上や賑わいの創出に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</u>	【措置の内容】 <u>中心市街地活性化ソフト事業</u> [総務省] 【実施時期】 平成 30～31 年度		新規追加				
【事業名】 中心市街地公園整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 中心市街地公園整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 出島表門橋架橋整備事業 [再掲] (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 出島表門橋架橋整備事業 [再掲] (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

- (2) ②略
- (3) 略
- (4) 略

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

- [1] 略
- [2] 具体的事業の内容
 - (1) ~ (3) 略
 - (4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 長崎市バリアフリー特定事業計画に基づく事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 二輪車等駐車場整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
削除				
【事業名】 運行情報サイネージシステム導入事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

- (2) ②略
- (3) 略
- (4) 略

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

- [1] 略
- [2] 具体的事業の内容
 - (1) ~ (3) 略
 - (4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 長崎市バリアフリー特定事業計画に基づく事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 二輪車等駐車場整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 <u>超小型モビリティの導入事業</u> 【内容】 <u>車両導入、充電ステーション整備</u> 【実施時期】 <u>平成28年度～</u>	長崎市	<u>中心市街地の交通手段として、また、主要な観光施設やビジネス街での近距離利用を目的として、超小型モビリティを導入するものである。</u> <u>公共交通機関を補完し手軽に乗れる2次交通、観光の呼び水として、中心市街地の活性化に必要な事業である。</u>		
【事業名】 運行情報サイネージシステム導入事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所

長崎市中心市街地活性化基本計画（4章から8章までに掲げる事業及び措置の実施箇所）

■計画期間：平成27年4月～平成32年3月（5年）
■エリア面積：262ha



◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所

長崎市中心市街地活性化基本計画（4章から8章までに掲げる事業及び措置の実施箇所）

■計画期間：平成27年4月～平成32年3月（5年）
■エリア面積：262ha



9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 略

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1)～(3) 略

(4) 開催状況

第1回長崎市中心市街地活性化協議会《設立総会》(平成26年8月28日)

- ・長崎市中心市街地活性化協議会規約(案)について
- ・長崎市中心市街地活性化協議会構成員(案)について
- ・長崎市中心市街地活性化協議会役員選任について

第2回長崎市中心市街地活性化協議会(平成26年10月2日)

- ・長崎市中心市街地活性化基本計画の素案について
- ・その他

第3回長崎市中心市街地活性化協議会(平成26年11月14日)

- ・長崎市中心市街地活性化基本計画(案)について
- ・その他

【平成27年度】

第1回長崎市中心市街地活性化協議会(平成27年4月13日)

- ・平成26年度事業報告(案)について
- ・平成27年度事業計画(案)・予算(案)について
- ・その他

第2回長崎市中心市街地活性化協議会(平成27年11月17日)

- ・長崎市中心市街地活性化協議会副会長及び委員の変更について
- ・長崎市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
- ・主要事業について
- ・経済産業省における中心市街地活性化関連施策の概要について
- ・その他

【平成28年度】

第1回長崎市中心市街地活性化協議会(平成28年4月28日)

- ・委員の選任(案)及び委員の選任について
- ・平成27年度事業報告(案)及び収支決算(案)について
- ・平成28年度事業計画(案)及び収支予算(案)について
- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画フォローアップに対する意見について
- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画の変更に対する意見について
- ・その他

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 略

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1)～(3) 略

(4) 開催状況

第1回長崎市中心市街地活性化協議会《設立総会》(平成26年8月28日)

- ・長崎市中心市街地活性化協議会規約(案)について
- ・長崎市中心市街地活性化協議会構成員(案)について
- ・長崎市中心市街地活性化協議会役員選任について

第2回長崎市中心市街地活性化協議会(平成26年10月2日)

- ・長崎市中心市街地活性化基本計画の素案について
- ・その他

第3回長崎市中心市街地活性化協議会(平成26年11月14日)

- ・長崎市中心市街地活性化基本計画(案)について
- ・その他

【平成27年度】

第1回長崎市中心市街地活性化協議会(平成27年4月13日)

- ・平成26年度事業報告(案)について
- ・平成27年度事業計画(案)・予算(案)について
- ・その他

第2回長崎市中心市街地活性化協議会(平成27年11月17日)

- ・長崎市中心市街地活性化協議会副会長及び委員の変更について
- ・長崎市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
- ・主要事業について
- ・経済産業省における中心市街地活性化関連施策の概要について
- ・その他

【平成28年度】

第1回長崎市中心市街地活性化協議会(平成28年4月28日)

- ・委員の選任(案)及び委員の選任について
- ・平成27年度事業報告(案)及び収支決算(案)について
- ・平成28年度事業計画(案)及び収支予算(案)について
- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画フォローアップに対する意見について
- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画の変更に対する意見について
- ・その他

【平成 29 年度】

第 1 回長崎市中心市街地活性化協議会（平成 29 年 4 月 26 日）

- ・平成 28 年度事業報告及び収支決算について
- ・平成 29 年度事業計画（案）及び収支予算（案）について
- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画フォローアップに対する意見について
- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画の変更に対する意見について
- ・その他

第 2 回長崎市中心市街地活性化協議会（平成 30 年 1 月 16 日）

- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画の変更に対する意見について
- ・長崎市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
- ・その他

(5) 略

[3] 略

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] ~ [3] 略

[4] 都市機能の集積のための事業等

中心市街地への都市機能の集積に向けて、前述の 4. から 8. に掲げた事業を行う。

4. 市街地の整備改善のための事業

- ・新大工町地区市街地再開発事業
- ・新大工歩道橋整備事業
- ・浜町地区市街地再開発事業
- ・新市庁舎建設事業
- ・新市庁舎周辺道路整備事業
- ・銅座界わい路地魅力向上事業
- ・唐人屋敷顕在化事業
- ・岩原川周辺環境整備事業
- ・中島川公園整備事業
- ・まちなか回遊路整備事業
- ・賑わい拠点広場整備事業
- ・公園施設整備事業
- ・地域・観光交流センター整備事業
- ・まちなみ整備事業
- ・誘導サイン整備事業
- ・公共トイレ整備事業
- ・まちなみ修景計画策定事業
- ・花のあるまちづくり事業
- ・銅座川プロムナード整備事業
- ・都市計画道路新地町稲田町線街路整備事業[出島・南山手地区]
- ・市道籠町稲田町 1 号線電線共同溝整備事業
- ・南大浦地区斜面市街地再生事業

・長崎駅周辺整備事業

- ・都市計画道路長崎駅中央通り線街路整備事業

【平成 29 年度】

第 1 回長崎市中心市街地活性化協議会（平成 29 年 4 月 26 日）

- ・平成 28 年度事業報告及び収支決算について
- ・平成 29 年度事業計画（案）及び収支予算（案）について
- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画フォローアップに対する意見について
- ・認定長崎市中心市街地活性化基本計画の変更に対する意見について
- ・その他

新規追加

(5) 略

[3] 略

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] ~ [3] 略

[4] 都市機能の集積のための事業等

中心市街地への都市機能の集積に向けて、前述の 4. から 8. に掲げた事業を行う。

4. 市街地の整備改善のための事業

- ・新大工町地区市街地再開発事業
- ・新規追加
- ・浜町地区市街地再開発事業
- ・新市庁舎建設事業

新規追加

- ・銅座界わい路地魅力向上事業
- ・唐人屋敷顕在化事業
- ・岩原川周辺環境整備事業
- ・中島川公園整備事業
- ・まちなか回遊路整備事業
- ・賑わい拠点広場整備事業
- ・公園施設整備事業
- ・地域・観光交流センター整備事業
- ・まちなみ整備事業
- ・誘導サイン整備事業
- ・公共トイレ整備事業
- ・まちなみ修景計画策定事業
- ・花のあるまちづくり事業
- ・銅座川プロムナード整備事業
- ・都市計画道路新地町稲田町線街路整備事業[出島・南山手地区]
- ・市道籠町稲田町 1 号線電線共同溝整備事業
- ・南大浦地区斜面市街地再生事業

・長崎駅周辺土地区画整理事業

- ・都市計画道路長崎駅中央通り線街路整備事業

- ・公共下水道事業
- ・都市計画道路大黒町恵美須町線街路整備事業
- ・J R長崎本線連続立体交差事業
- ・旧長崎英国領事館保存整備事業
- ・伝統的建造物群保存地区保存整備事業
- ・文化財保存整備事業
- ・出島和蘭商館跡復元事業
- ・都市計画道路銅座町松が枝町線街路整備事業（大浦工区）
- ・都市計画道路片淵線街路整備事業（新大工工区）
- ・都市計画道路長崎駅東通り線街路整備事業
- ・東山手・南山手地区魅力向上事業
- ・出島表門橋架橋整備事業
- ・県庁舎跡地活用事業
- ・市民トイレ活用事業
- ・市庁舎跡地活用事業
- ・県立図書館郷土資料センター（仮称）整備事業

5. 都市福利施設を整備する事業

- ・新市立病院建設事業
- ・交流拠点施設整備事業
- ・新市庁舎建設事業（再掲）
- ・社会福祉会館建替え事業
- ・（仮称）こどもセンター建設事業
- ・県庁舎建設整備事業
- ・県庁舎跡地活用事業（再掲）
- ・市庁舎跡地活用事業（再掲）

6. 略

7. 経済活力向上のための事業

- ・大規模小売店舗立地法の特例措置
- ・新大工町地区市街地再開発事業（再掲）
- ・まちなか商店街誘客事業
- ・長崎市まちなか賑わいづくり活動支援事業
- ・まちなか商業人材サポート事業
- ・中心市街地頑張る商店街ステップアップ事業（仮称）
- ・Nagasaki まちなか文化祭事業
- ・長崎さるく
- ・長崎帆船まつり
- ・長崎くんち
- ・長崎ベイサイドマラソン&ウオーク
- ・長崎ランタンフェスティバル
- ・中島川周辺活性化事業
- ・観光イルミネーション事業
- ・東山手・南山手地区魅力向上事業（再掲）

・長崎ペーロン選手権大会

- ・公共下水道事業
- ・都市計画道路大黒町恵美須町線街路整備事業
- ・J R長崎本線連続立体交差事業
- ・旧長崎英国領事館保存整備事業
- ・伝統的建造物群保存地区保存整備事業
- ・文化財保存整備事業
- ・出島和蘭商館跡復元事業
- ・都市計画道路銅座町松が枝町線街路整備事業（大浦工区）
- ・都市計画道路片淵線街路整備事業（新大工工区）
- ・都市計画道路長崎駅東通り線街路整備事業
- ・東山手・南山手地区魅力向上事業
- ・出島表門橋架橋整備事業
- ・県庁舎跡地活用事業
- ・市民トイレ活用事業
- ・市庁舎跡地活用事業
- ・県立図書館郷土資料センター（仮称）整備事業

5. 都市福利施設を整備する事業

- ・新市立病院建設事業
- ・交流拠点施設整備事業
- ・新市庁舎建設事業（再掲）
- ・社会福祉会館建替え事業
- ・（仮称）こどもセンター建設事業
- ・県庁舎建設整備事業
- ・県庁舎跡地活用事業（再掲）
- ・市庁舎跡地活用事業（再掲）

6. 略

7. 経済活力向上のための事業

- ・大規模小売店舗立地法の特例措置
- ・新大工町地区市街地再開発事業（再掲）
- ・まちなか商店街誘客事業
- ・長崎市まちなか賑わいづくり活動支援事業
- ・まちなか商業人材サポート事業
- ・中心市街地頑張る商店街ステップアップ事業（仮称）
- ・Nagasaki まちなか文化祭事業
- ・長崎さるく
- ・長崎帆船まつり
- ・長崎くんち
- ・長崎ベイサイドマラソン&ウオーク
- ・長崎ランタンフェスティバル
- ・中島川周辺活性化事業
- ・観光イルミネーション事業
- ・東山手・南山手地区魅力向上事業（再掲）

新規追加

・まちなか再生推進事業

- ・ 中心市街地公園整備事業
- ・ 出島表門橋架橋整備事業（再掲）
- ・ 市民トイレ活用事業（再掲）
- ・ 浜町地区市街地再開発事業（再掲）
- ・ 長崎市公衆無線LAN環境整備事業

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業

- ・ 新大工・馬町交差点改良事業
- ・ 離島航路維持対策事業
- ・ 低床路面電車の導入事業
- ・ 長崎市バリアフリー特定事業計画に基づく事業
- ・ 二輪車等駐車場整備事業

・超小型モビリティの導入事業

- ・ 運行情報サイネージシステム導入事業
- ・ 中心市街地の利便性・回遊性を高めるバス運行事業
- ・ 乗り合いタクシー運行事業(矢の平・伊良林地区、北大浦地区)

新規追加

- ・ 中心市街地公園整備事業
- ・ 出島表門橋架橋整備事業（再掲）
- ・ 市民トイレ活用事業（再掲）
- ・ 浜町地区市街地再開発事業（再掲）
- ・ 長崎市公衆無線LAN環境整備事業

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業

- ・ 新大工・馬町交差点改良事業
- ・ 離島航路維持対策事業
- ・ 低床路面電車の導入事業
- ・ 長崎市バリアフリー特定事業計画に基づく事業
- ・ 二輪車等駐車場整備事業

・超小型モビリティの導入事業

- ・ 運行情報サイネージシステム導入事業
- ・ 中心市街地の利便性・回遊性を高めるバス運行事業
- ・ 乗り合いタクシー運行事業(矢の平・伊良林地区、北大浦地区)